

相続ニュース

Vol.0118

2016年9月12日(月)

担当：MS事業部 中嶋

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

教育資金の一括贈与

はじめに

子や孫への贈与にあたって、教育資金を一括贈与する場合にも贈与税の非課税制度が利用できます。今回は、この「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」について見ていきます。

教育資金の一括贈与とは

教育資金の一括贈与とは、平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、祖父母などが、30歳未満の子・孫の教育資金として、拠出した金額のうち1,500万円までについては、贈与税が課されないというものです。贈与されたお金は金融機関の教育資金口座に入金し、教育資金の支払いの領収書などを金融機関に提出します。

子・孫が30歳に達する日に口座は終了し、もし残高があれば、残高に贈与税が課されます。

生まれたばかりの孫が将来高校や大学に進学する時に困らないよう、まとめてお金を渡すなどのケースでの利用が考えられます。

教育資金とは

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭

① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費用又は入学・入園試験の検定料など。

② 学用品の購入費や修学旅行や学校給食など

学校等における教育に伴って必要な費用など

(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で、社会通念上相当と認められるもの

① 役務提供又は指導を行なう者に直接支払われるもの（学習塾などの教育、水泳・野球などのスポーツ、ピアノ・絵画などの芸術、習い事の対価・物品購入費用）

② 「(1)-②」に充てるための費用で学校等が必要と認めたもの

メリット・デメリット

1,500万円を一括で贈与しても、教育資金として使い切れれば贈与税がかかりません。高齢の人や認知症の不安がある人が、毎年、暦年贈与をしていくには限界がありますが、元気なうちに一括で贈与できます。暦年贈与の併用も可能です。

教育資金かどうかの判断に迷うことがあったり、領収書等を金融機関へ提出しなければならないことは、面倒と感ずることがあるかもしれません。

おわりに

そもそも教育資金をその都度贈与することは非課税のため、一括贈与ではなく、その都度贈与をしても基礎控除の範囲内であれば相続税がかからないということも考えられます。一括贈与を行う前に、一度ASKへご相談ください。